R2.4.1利用~

◆施設使用料 (単位:円)

+ 13 C F/								,	T T : 1 3/
利用場所		午前		午後		夜間		全日	
		(午前9時から) 正午まで		「午後1時から」 午後5時まで		(午後6時から) 午後10時まで		(午前9時から) 午後10時まで	
		基本使用料	冷房暖房料	基本使用料	冷房暖房料	基本使用料	冷房暖房料	基本使用料	冷房暖房料
大ホール	平日	19,200	9,500	25,600	12,800	25,600	12,800	59,800	29,800
	平日以外	24,900	9,500	33,200	12,800	33,200	12,800	77,800	29,800
楽屋1		300	300	400	400	400	400	900	900
楽屋2		400	300	600	400	600	400	1,350	900
楽屋3		300	300	400	400	400	400	900	900
楽屋4		300	300	400	400	400	400	900	900
楽屋5		400	300	600	400	600	400	1,350	900
楽屋6		700	300	1,050	400	1,050	400	2,300	900
展示場	エントランスホール	4,900	2,400	6,500	3,200	6,500	3,200	15,200	7,500
	ホワイエ	3,700	1,850	5,100	2,500	5,100	2,500	11,800	5,800
その他	その他 シャワー室 1日当たり		400		•		•		

利用場所	利用単位	基本使用料	冷房暖房料	
会議室兼練習室1	1時間当たり	250	200	
会議室兼練習室2	1時間当たり	800	350	
音楽練習室	1時間当たり	350	200	
練習室	1時間当たり	600	250	
ステージ のみ(※)	1時間当たり	1,050	400	

- 1「平日以外」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 のことをいいます。
- 2 利用時間に満たない場合であっても、利用時間の区分ごとの使用料になります。
- 3 あらかじめ許可された時間を超えて利用した場合の超過分の使用料は、超過した利用時間の区分ごとの 1時間当たりの金額に超過した利用時間を乗じて計算します。この場合、超過時間が1時間未満であって も1時間とみなして計算します。
- 4 営利目的で利用する場合は、基本使用料が通常の3倍になります。
 - (「営利」とは、映画、演劇、演奏、演芸及びこれらに類似する催しの興行のために利用する場合、又は 商品の宣伝や販売目的で利用する場合をいいます。)
- 5 営利目的ではないが入場料を徴収する催しに利用する場合は、下記①、②のとおりです。
 - ①入場料1人当たりの最高額が2,000円以下の場合 通常の1.1倍
 - ②入場料1人当たりの最高額が2,000円を超える場合 通常の1.3倍
- 6 本番前の舞台準備又は本番に準じた練習のために大ホールを利用する場合は、基本使用料が通常の1/2の 額になります。
- 7 時間単位で利用できる施設の利用時間に1時間に満たない時間があるときは、30分以内のときは1時間 料金の1/2の額とし、30分を超えるときは1時間料金の額とします。
- 8 1回の使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てます。
- (※) 大ホールの利用がないときに、日常練習のためステージだけ(照明は作業灯のみ、音響その他舞台設備の使用・操作を伴わない)を利用する場合です。この場合、1回の利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算します。

糸魚川市民会館使用料

◆付属設備使用料

(単位:円)

→ 竹馬設備使用料 設備・備品名		単位	金額	設備·備品名		単位	<u>- 1似:円)</u> 金額
演台		1式	300		CDデッキ	1台	500
	金屏風	1双	1,050		コンデンサーマイクロホン		500
	太鼓	一式	1,050	音	ダイナミックマイクロホン		200
	めくり台	1台	100		ワイヤレスマイク		500
	支木	1本	50	響装	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1本	1,050
	上敷	1巻	200	装 置		一式	1,050
	所作台	一式 3,150		マイクスタンド		100	
	所作台(花道用)	一式	1,050		ポータブルスピーカーワイヤレス	1式	300
舞	松羽目	一式	1,050		ステージスピーカー	1組	500
<i>9</i> 井	竹羽目	一式	1,050		フットライト	1式	500
	台 1枚		100		花道フットライト	1式	500
	雪カゴ	一式	500		スポットライト	1台	200
台	開き足	1脚	50		シーリングスポットライト	一式	1,050
	箱足	1個	50		クセノンピンスポットライト	1台	1,050
	形立 1	1本	本 50	照明設備	フォロースポットライト	1台	500
	ひもうせん 緋毛氈	1枚	100		第1ボーダーライト	1列	1,050
=л.	長座布団	1枚	200		第2ボーダーライト	1列	1,050
設	高座用座布団(紫・赤)	1枚	200		第1サスペンションライト	一式	1,050
	地がすり(黒・グレー 各2枚)	1枚	1,050		第2サスペンションライト	一式	1,050
	白布(クリーニング代含まず)	1枚	200		第3サスペンションライト	一式	1,050
/##	舞台用階段	1台	200		アッパーホリゾントライト	一式	1,050
備	音響反射板	一式	3,150 7,350		ローホリゾントライト	一式	1,050
	オーケストラピット	一式			ミラーボール	1台	1,050
	指揮台	一台	100		エフェクトマシン	一式	1,050
	映写スクリーン	一式	1,050		リップルマシン	一式	1,050
	紗幕(白•黒)	1張	1,050		オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,050
	いす	1脚	50		ピアノ(ニューヨークスタインウェイ)	1台	5,250
	机	1台	100		ピアノ(ヤマハCFフルコン)	1台	3,150
	譜面台	1台	50		アップライトピアノ	1台	300
	司会者用演台	1台	200	器	コンセント(1個口)	1 🗆	100
 	拡声装置	一式	2,100	等	展示用パネル	1枚	50
墾	MDデッキ	1台	500		楽器アンプ	1台	100
音響装	レコードプレーヤー	1台	500		ドラムセット	1式	200
置	カセットテープデッキ	1台	500		照明機器	1Kw	200
	DATデッキ	1台	500	設備	拡声装置機器	一式	2,600

- 1 使用料は、許可を受けた利用時間を1回とします。ただし2日以上にわたる場合は、1日を1回とします。
- 2 1回の使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てます。
- 3 ステージ練習でピアノを利用するときは1時間単位とし、スタインウェイピアノ 1,350円、ヤマハピアノ 700円とします。この場合、利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算します。
- 4 特別な設備をするために会館の電気・ガス・水道を消費するときは、その実費相当額を徴収します。
- 5 照明設備には、色フィルターは含みません。